

## 手賀沼通信(第335号)

Eメール: nittay@jcom.home.ne.jp  
http://jfn.josuikai.net/semi/koyukai

http://ynitta.cocolog-nifty.com/blog/  
http://tegatu2.web.fc2.com

新田良昭

今月は「新しい歴史教科書を作る会」埼玉県支部長の篠原寿一さんから寄せられた通信の内容を転載いたしました。篠原さんから、ぜひ手賀沼通信読者にも伝えてほしいとのことでした。

篠原さんは今の歴史教科書検定制度の不合理さ、危うさについて手賀沼通信に何度も投稿いただいております。

今回は新しい歴史教科書を発行した自由社が検定制度によって被害を受けたため、その損害賠償を国に請求した裁判が結審したお知らせです。

通信は昨年(2025)の11月にいただきました。

裁判の判決は今年(2026)の3月12日です。

### 特別寄稿

#### 埼玉の教育を考える会通信 篠原寿一

通信は下のタイトルの内容です。

### 歴史教科書裁判結審

#### 埼玉県支部長 篠原寿一

##### ●はじめに

前号でお知らせのとおり9月29日に開かれた法廷で、自由社が国に損害賠償請求した裁判は結審しました。

裁判を終えるに当たり原告側は最後の意見陳述することを求め、裁判長はこれを許可しました。意見陳述は自由社の歴史教科書代表執筆者の藤岡信勝氏が行いました。

その内容は、この裁判の全体像を総合的にまとめていますのでまずそれを紹介し、その要点をより具体的に説明してこの裁判で一体何が争われたのか、何を求めたのかをご理解頂ければと思います。

判決は来年3月12日です。

当初この裁判は、文科省の理不尽な多数の検定意見により令和元年度の自由社の歴史教科書が不

合格になったこと、そのために令和2年度の採択戦に原告自由社は参加することができなくなり、それによって自由社の歴史教科書は(採択の対象ではなくなったために)一校にも採択されず、本来合格していれば採択されたであろう教科書の売上が皆無になったこと、それゆえに、その損害を国は自由社に賠償せよ、というのが訴えの趣旨でした。

その裏付けとして、不当な検定意見の中から49件を取り上げて、その不当性や違法性を、また、同じ記述であるにもかかわらず他社の記述には検定意見を付けず、自由社の記述にのみ検定意見を付けるというダブルスタンダード(ダブスタ)の不公平性を根拠にしました。これに対して被告は反論し、裁判では双方の意見の応酬となりました。

更に、この裁判の途中で裁判長が交代しましたが、新しい裁判長は原告自由社に対して、検定が不合格になって採択戦に臨めず、採択されなかったという直接的な損害の他に何か損害を受けていないか、それがあればそれも訴えてはどうかと問い掛けました。

これに対して自由社は、検定意見には憲法で保障された言論の自由を侵害しているものがある、この侵害を裁判所が一件でも認めて呉ればこの検定は憲法に違反する検定であったということになる。また、大量の(不当な)検定意見を付けられたことによって自由社は、杜撰な教科書を出版する教科書会社という社会的評価を著しく低下させられた、この損害も甚大であると応じました。

この訴えを裁判長は取り上げて呉れましたが、この三つの訴えをどのように整理するかが問題となり、法廷裁判とは別に法律家(裁判官と原告弁護士、被告省務検事)による専門家会議が何度かありました。

この会議でどのような議論が行われたかは我々には分かりませんが、結論として、49件の検定意見の妥当性を争う訴えを主位請求と位置づけ、後から訴えた二件を予備的請求と位置づけ

られました。予備的請求とは、たとえ主位的請求が退けられても、その判断とは別に上記2点の不当性についても裁判所の判断を仰ぐという意味です。

このように原告の訴えを整理した後で、今年になってから予備的請求についても何度か準備書面で意見の応酬がありました。このような経緯を踏まえて、以下の原告の意見陳述に至りました。

### ●結審での意見陳述

原告・自由社が本件訴訟を提起し、東京地方裁判所に訴状を提出したのは、2021年9月21日のことでした。爾来四年あまりを要した本件訴訟もいよいよ本日、結審の日を迎えました。

この長丁場の訴訟のなかで、原告側は文部科学省による令和元年度の中学校歴史教科書の検定が、特定の業者を狙い撃ちにした、如何に異常なものであったかを完膚なきまでに明らかにしました。以下、特徴的な事実を三点にわたって提示します。

第一に、原告は自由社に対する不当な検定の事例を49件に限定して、そのデタラメぶりを指摘しました。原告の教科書を不合格にするという結論を予め決めて作業がなされ、検定意見の件数を増やすために無理なこじつけが行われたことを暴露しました。さらに、基本的には同趣旨の教科書記述について、「他社は合格・自由社だから不合格」という「ダブルスタンダード」事例が存在することを明らかにしました。

第二に、検定意見に留まらず、検定後の教科書会社による訂正申請にまで調査の対象を広げ、全ての社の訂正申請書類を分析することで、他社の教科書のうち、少なくとも二社は、原告と同様に「一発不合格」の処分を受けて当然であったこと、この事実が意図的に、巧みに隠蔽され、教科用図書検定規則第14条における、第1項と第2項のトリックを駆使して文科省主導で隠蔽工作が行われたことを明らかにしました。

第三に、教科書会社によって処遇を変える状況を定量的に示すツールとして、「検定率」の概念を提起し、それをを用いて不公平、不平等な検定の実態を構造的に示すことに成功しました。実際、各社の検定率を計算すると、原告・自由社に対しては検定率が90パーセントを超えるのに対して、他社については10パーセント程度という驚くべ

き実態が明らかになりました。

以上のような分析の上に立って、本件訴訟で原告は、49件の検定意見の違法性を認め、原告に対してなされた違法な「一発不合格」処分による損害の賠償を請求しました。

原告はこの主位的請求の他に、仮に主位的請求が認められなかった場合でも次の二つの請求を予備的請求として求め、裁判所の判断を仰ぐこととしました。

原告が主張する予備的請求の〈その1〉は、違法な検定意見を通知されたことにより「表現の自由」が侵害されたことに対する損害賠償の請求です。この点について被告は、次に述べる三つの反論を行いました。

第一に、被告は、本件申請図書の記述に関する表現の自由の享有主体は飽くまでその執筆者であって、原告ではないと反論しました（被告国の準備書面(11)、4ページ）。

しかし、この反論は成り立ちません。なぜなら、法人である原告にも教科用図書の内容や構成を決定する自由、すなわち憲法で保障される「表現の自由」の一つの内容をなすところの「編集の自由」があるのであり、出版社である原告は本件申請図書の記述に関する「表現の自由」の享有主体たり得ないとする被告の主張は失当であるというべきです。

第二に、被告は、憲法上「表現の自由」「出版の自由」が保障されており本件図書の出版も、教科用図書ではなく一般図書としてなら妨げられていないとしました。

しかし、これは提出された論点を回避するもので、原告は教科書だからこそ原告の観点に基づく歴史の見方を次世代に伝えるべく教科書の発行と編集に取り組んだのであり、一般図書として発行できるというのは、反論にならない筋違いの議論なのです。

第三に、被告は、仮に49件のうち違法認定されたものがあっても、その数が29件を超えない限り本件図書が教科用図書とされる可能性はないから、当該違法認定された部分につき「表現の自由」が侵害されたということもないと主張しました。（個人2被告の準備書面(4)、22ページ）

しかし、原告の主張する「表現の自由を侵害されたことによる損害」とは、みだりに違法な検定

意見を通知されたことにより、編集の自由が侵害され、原告の将来における編集活動に萎縮効果をもたらされたことをもいうのです。被告の議論は、主位的請求の検定の可否の論理を、この論理とは次元の異なる領域に不適切に持ち込んだものであり、失当というべきです。

原告が求める予備的請求の〈その2〉は、令和元年度検定中学校社会・歴史的分野における検定を不法行為と捉え、それにより社会的評価が低下させられたことによる損害賠償請求です。

これはよく誤解されるように、単に検定に不合格となることによる社会的評価の低下に限られるものではありません。検定意見の数が突出して多いということ自体が、原告に対する社会的評価を低めるものになっているのです。教科書会社に対する社会的評価というものは、あくまで他社との比較において生じる相対的なものであり、仮に三社が同時に「一発不合格」になったとしたら、今度は、そんなに多数の「一発不合格」を出すような制度のほうがおかしい、という声が上がりに違いないのです。

以上で、最終意見陳述を終わります。公正なご判断が下されることをご期待申し上げます。以上

### ●何故日本の本当の歴史を教える教科書がつかれないのか

議会の教科書採択に関する一般質問に関連して、よく教育長が「対象となる教科書はどれも文科省の検定に合格していますから、どれを選んでも問題ありません」と答弁します。

確かに検定に合格はしていますが、その検定自体が如何に不当・不公平であるか、憲法で保障された「表現の自由」さえ無視して検定していることがこの裁判を通じて明らかになりました。

何故このように自由社の教科書を目の敵にして粗探しをし、検定意見をでっち上げてまで検定意見の数を増やして不合格にしようとするのでしょうか。そもそも、これまでの検定では、検定意見の数が教科書の総ページ数の1.2倍を超える教科書は不合格にするという「一発不合格」制度はありませんでした。

この制度は、平成27年度の検定を前にして平成26年度に急遽つくられたものです。何故そのような規定をつくったかについて文科省は、間違

いの多い教科書を検定するには多大な時間を要し、限られた期間で検定するのは困難になるからだとはいいますが、結果的に大量の検定意見が付いたのは自由社だけでした。

その検定意見も、これまで見てきたように無理やり検定意見をひねり出したようなものが多く、また、他社の記述には検定意見を付けず、自由社には検定意見を付けるダブルスタンダードも多数ありました。

そして、令和2年3月に自由社の歴史教科書不合格が公表されると、自分の座右の銘は「面従腹背」だと公言し、既に退職を余儀なくされた文科省前事務次官は自分のフェースブックで「Good job」と発信しました。これらのことを勘案すると、文科省は周到に自由社の歴史教科書を不合格にする準備を進めたと言わざるを得ません。

そこまでして、自由社の歴史教科書を何故生徒の目に触れさせたくないのか、これが一番の疑問です。

「新しい歴史教科書」が初めて登場したのは平成13(2001)年ですが、その前年の検定の期間中に教科書審議委員だった元インド大使がこの教科書を不合格にしようと露骨な関係者への働きかけを展開し、それはやがて産経新聞の知るところとなり、大きく報道されて不合格工作は失敗しました。

しかし、翌年度の採択戦になってからも妨害運動は続きました。栃木県大田原市では一旦「新しい歴史教科書」を採択しながら、地元住民や市民団体からの強い反発や激しい抗議活動・圧力に屈して採択を取消し、やり直して別の教科書を選びました。その過程では教育委員の自宅に脅迫文やファックスが多数送られ、中には剃刀の刃の入った脅迫状まで送りつけられたといえます。

そもそも、このような状況に至ったのは昭和57(1982)年の教科書誤報問題にさかのぼります。高校の歴史教科書で、それまで書かれていた日本の大陸「侵略」が「進出」に書き換えられたとマスコミで一斉に報じられたことによるものです。これはやがて事実無根の誤報と分かりますが外務省主導で日本側の謝罪に至り、その年の暮れには当時の宮沢官房長官が主導して、検定基準に所謂近隣諸国条項を導入しました。近隣諸国が不快に感じることを教科書に書いてはならないという制約です。

令和4（2022）年2月に「新しい歴史教科書をつくる会」発足25周年記念大会が開かれましたが、ここで西尾幹二初代会長が韓国の歴史にまつわる二つの秘話を明かしました。日本が韓国に開国を促す明治まで、韓国は李氏朝鮮と呼ばれ約500年間中国王朝の属国として（屈辱的に）生き永らえてきたのが事実です。また、日本は韓国を強制的に併合したと教科書で教えられていますが、実態は、このままでは韓国はどうにもならない、日本に併合して欲しいという多数の民衆が参加する運動があったという事実です。この事実を、新しい歴史教科書では掲載していたのですが、韓国には筒抜けになっていて韓国首相筋から日本政府に強い働きかけがあり、西尾氏は日本政府筋からの強い要求でこの記述を削除せざるを得なかったと告白しました。

これは一例ですが、現在の日本では子供達の胸を躍らせる本当の歴史が書けないのが現実です。自由社の歴史教科書はそのような多くの制約を受けながら精一杯本当の歴史を子供達に伝え、先人達が如何にして今日の日本を築き上げたか。その偉業を学び、先人を敬い、その血を自分も受けついでいるのだという自覚を促して自己肯定感、自信にもつながることを願っています。しかし、それを阻止しようとする強い勢力が日本には未だ残っているということです。

### ●子供達のための教科書採択を

日本は敗戦によって多くを失い、極東国際軍事裁判（東京裁判）によって断罪され、公職追放によって20万人を超える主要な日本人が放逐されました。また、言論統制や検閲によって報道や思想が歪められ、どん底の生活を強いられました。国際情勢の変化によって復活の道が開け、経済最優先主義を掲げて邁進し、バブル崩壊に至るまでにはGDP世界第2位にまで上り詰めました。

この間教育界では日教組が影響力を強め、ベビーブーマーにその思想を浸透させ、その影響力は文科省はじめ諸官庁にも及び、その反日思想を信奉する官僚が多数存在するのが現状です。このままで日本は大丈夫なのか。

また、憲法も占領軍によって与えられたに等しいものですが、今ではこれを不磨の大典のように崇め、容易に改正の機運が盛り上がりません。

しかし、世界の情勢は激動しており、また、頼

りとするアメリカは国力衰退の道を歩んでいます。将来の日本を支える子供達に、先人がどのようにして生き、どのようにこの国を築き、守り、そして今日に繋いできたか。その本当の歴史を知り、その先人の血を受け継ぐ自分に誇りを持つ。それが子供達のためだと信じています。

この裁判が、そのような効果を生む採択への一里塚になることを期待しています。

## 手賀沼通信ブログ抜粋

### シドニー・シェルダンの小説の再読を始める (NO. 1899) (2025年5月10日)

2025年4月4日に書棚にあった司馬遼太郎の作品をすべて読み終わった後、次に読み始めたのが別の書棚にあるシドニー・シェルダンの小説です。

シドニー・シェルダンは2007年に88歳でなくなったアメリカの小説家兼脚本家で小説18作品を書いています。

180か国で販売され51の言語に翻訳されました。1997年のギネスブックに「The Most Translated Author in the World」として登録されています。2005年までに世界で4億部以上の本が売られています。

私が初めてシドニー・シェルダンを知ったのは「真夜中の向こう側」(The other side of midnight)という映画でした。女性を主人公とするサスペンス映画でした。原作を読みたいと思いつき同じタイトルで翻訳されていた文庫本を読みました。(超訳は「真夜中は別の顔」)。

次に読んだのが「はだかの顔」(超訳は「顔」)で、この2冊ですっかりシドニー・シェルダンのとりこになりました。それから英語のペーパーブックを探しては読み漁りました。そして最後に読んだのが自伝(The other side of me)でした。

今回読むのは原語のペーパーブックではなく超訳です。18作品はそろってなく13作品です。妻が買ったもので、私が買ったペーパーブックはかなり前に処分しています。